

令和 8年 2月 5日

環境経済委員会

食肉地方卸売市場

専決処分（法第180条関係）について

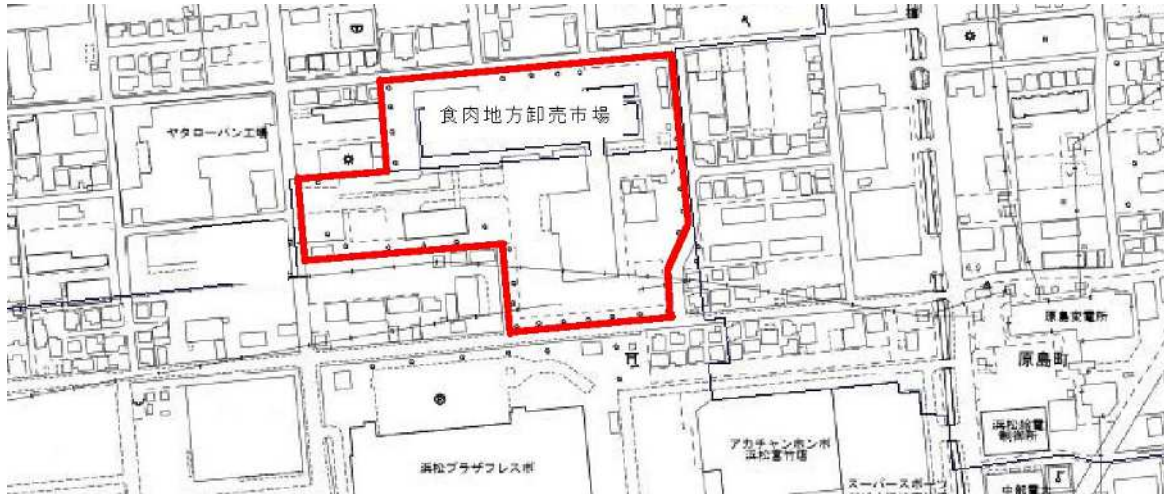
損害賠償請求事件

番号	専決年月日	和解及び損害賠償の額	相手方の住所・氏名	事故発生年月日	事故発生場所及び事故の内容
1	令和7年 12月25日	和解 242,222円 和解 962,119円	浜松市中央区 萩丘一丁目15番17号 株式会社マルサ新田屋 代表取締役社長 新田 秀一 静岡市駿河区 曲金三丁目8番1号 静岡県経済農業協同組合連合会 常務理事 藤野 勉	令和7年 8月4日	浜松市中央区 上西町986番地 浜松市と畜場において発生した豚枝肉の変質事故
<p>事故の状況 浜松市と畜場において、施設の故障により、株式会社マルサ新田屋所有の豚枝肉 49 頭分をムレ（筋タンパク質の変性により、肉が白っぽく淡色になり、柔らかくなり、水っぽくなる現象）により変質させ、格落ち（枝肉の品質低下により規格が下がること）が発生したため、取引価格の下落による損害が生じた損害賠償請求事件である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対策 施設の故障に対し、可能なものは即座に予備機での作業に移行できるよう、日ごろから予備機も実際の解体作業において使用することで、メンテナンスの精度を高めることとした。</p>					

損害賠償請求事件

番号 1

1 位置図



2 現場 (と畜場 豚ライン)

8月4日 故障した施設

豚皮剥ぎ機 通常使用機 (縦型)



豚皮剥ぎ機 予備機 (横型)



3 被害状況

正常の豚枝肉



8月4日の当該枝肉 ムレが生じた豚肉



8月4日の当該枝肉 ムレのため白っぽく変色したロースの芯

